議事録：令和２年度第２回鳥取県森林審議会森林保全部会について

【実施日】

　令和２年１１月１７日（火）午前９時３０分から１１時３０分まで

【実施場所】

鳥取県庁　第二庁舎９階　第２０会議室

【参加者】

森林保全部会委員（５名）※別添資料の出席者名簿参照

森林・林業振興局森林づくり推進課　池内課長、中尾課長補佐、山口係長、米川農林技師

西部総合事務所農林業振興課　　　　尾﨑農林技師

【議事録】※質疑応答部分のみ（抜粋）

〇米子市尾高の案件

内田委員：近くに同じ規模の残土処分地はあるのか。

尾﨑技師：周辺にはない。

坂岡委員：山林所有者は財産区なのか。12haすべてを所有しているのか。

尾﨑技師：山林所有者は尾高区有林組合である。12haのうち、ため池以外の部分を所有している。土地は事業体と貸借契約を結んでいる。

坂岡委員：跡地利用はあるのか。

尾﨑技師：決まっていない。今後跡地利用が出てくれば、林地開発の許可が必要となる。

坂岡委員：早生樹のコウヨウザンなど植えないのか、植える樹種は指導しているのか。

尾﨑技師：地元は樹種にこだわりはない。地元が森林施業は考えていないため指導もしていない。

神谷委員：降雨時におけるため池への流入量・流出量変化は精査中で、ため池の安全性は未確認ということであるが、年内に確認できるか。

尾﨑技師：開発事業体が計算用ソフトを持っていないため、別の業者に依頼している。

今月中には結果がでる。

尾﨑会長：計算結果は委員の皆さんに知らせるのか。

尾﨑技師：後日、検討結果を１ページ程度にまとめて、委員の皆さんへ送らせていただく。

尾﨑会長：精査・確認結果により、本申請内容でよければ開発行為は了とし、もし新たな対策が必要であればその対策を実施する旨の条件付きで、異議なしということでよいか。

→委員全員異議なし、開発について条件付きで認めるということで決審

〇大山町赤松の案件

内田委員：パワーポイントの１０ページ目の「除外地」とは何か。

尾﨑技師：除外地は、相続人が多く権利者を追いかけるのが難しいため、除外地としている。

このため、外側に残地森林を設けている。

坂岡委員：発電した電気を送る電線はどう通すのか。地下を通すのか。

尾﨑技師：申請にないので不明。地下は通らない。

坂岡委員：大山町の「意見なし」とは公の文書か。

尾﨑技師：よくある回答で、意見なしと公文書できている。

坂岡委員：表現として「異議なし」となると思うが、「勝手にしなさい」とも読める。

尾﨑会長：進めて支障なしとの意味ではないか。

坂岡委員：景観条例も含めて意見なしということか。

尾﨑技師：そのとおり。

坂岡委員：大山付近はパネルが多いと思うが、反射でまぶしくはないのか。

尾﨑技師：パネルの向きから考えて、米子市街側に反射されることはない。

坂岡委員：大山町は受益があるのか。

尾﨑技師：今後、とっとりYDソーラーが事業を継承するため、その所在

地が町内なら、法人税が入るかもしれない。

尾﨑会長：沈砂池の浚渫用の進入路は別途林地開発の対象外で審査されるのか。

尾﨑技師：計画平面図に載っており、一連で審査している。洪水調整池の下にも管理用の道

ができる。

尾﨑会長：本申請内容は、異議なしということでよいか。

→委員全員異議なし、開発について認めるということで決審